

国際運転免許証又は外国の運転免許証を お持ちの方へ

◆ 日本で運転できる運転免許証

日本の運転免許証をお持ちでない方が日本で自動車等運転する場合は、下記のいずれかの運転免許証を持っていない限りなりません。

- ① 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証
- ② 自動車等の運転に関する外国の運転免許証
（日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域で、下記の6か国と1地域に限ります。）

※ 平成30年4月1日より

スイス連邦
ドイツ連邦共和国
フランス共和国
スロベニア共和国
ベルギー王国
モナコ公国
台湾
エストニア

※ 当該外国の大使館、領事館又は日本自動車連盟（JAF）が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限ります。
（台湾の運転免許証については、「台湾日本関係協会」が翻訳したもので運転可能です。）

◆ 日本で運転できる期間

日本に上陸した日から1年間又はお持ちの国際免許証等の有効期間のいずれか短い方の期間となります。

ご注意

- ◎ 日本国内に住民登録されている方が出国し、又は外国人の方が再入国の許可等を受けて日本から出国し、**3か月未満で帰国した場合**は、その帰国（上陸）の日は運転可能期間の起算日（上陸した日）とはなりませんので、注意してください。
なお、詳細は免許センター又はお近くの警察署に相談してください。
（運転免許センター試験係 018-862-7570）